

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

葛飾区監査委員

(写)

7葛監第131号

令和8年2月10日

葛飾区長殿
葛飾区議会議長殿
葛飾区教育委員会殿

葛飾区監査委員	坂井保義
同	向江壽美恵
同	秋家聡明
同	下山しんいち

令和7年度財政援助団体等監査の結果報告について

標記の件について、地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果を報告いたします。

なお、令和7年11月16日までは峯岸良至前監査委員及び山本ひろみ前監査委員が、同月17日以降は秋家聡明監査委員及び下山しんいち監査委員が関与しました。

目 次

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査実施期間	1
3 監査の対象	1
4 監査実施団体	1
5 監査の実施内容	2
6 監査の項目及び主な着眼点	2
第2 監査の結果（団体の個別的事項）	3
1 葛飾区商店街連合会	3
監査対象 プレミアム付商品券発行事業	
2 社会福祉法人 章佑会	7
監査対象 やすらぎリバーシティ	
3 特定非営利活動法人 むう	13
監査対象 こすもす	
4 社会福祉法人 清遊の家	17
監査対象 西新小岩あや第一学童保育クラブ	
5 株式会社 こどもの森	21
監査対象 道上こどもの森学童クラブ	
6 キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体	25
監査対象 葛飾区文化会館・葛飾区亀有文化ホール	
7 住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体	29
監査対象 葛飾区体育施設	

第1 監査の概要

1 監査の種類

(1) 監査の名称

令和7年度財政援助団体等監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項

2 監査実施期間

令和7年9月2日(火)から令和8年2月10日(火)まで

3 監査の対象

令和6年度に区が補助金等を交付している財政援助団体及び指定管理者、7団体を監査対象とした。

(1) 財政援助団体

ア 年額5,000万円以上の補助金等を交付している団体 2団体

イ 年額1,000万円以上の補助金等を交付している団体 3団体

(2) 指定管理者 2団体

4 監査実施団体 (対象施設) 所管部局

【財政援助団体】

(1) 葛飾区商店街連合会

(監査対象 プレミアム付商品券発行事業) 産業観光部 商工振興課

(2) 社会福祉法人 章佑会

(監査対象 やすらぎリバーシティ) 福祉部 障害福祉課

(3) 特定非営利活動法人 むう

(監査対象 こすもす) 福祉部 障害福祉課

(4) 社会福祉法人 清遊の家

(監査対象 西新小岩あや第一学童保育クラブ) 教育委員会事務局 放課後支援課

(5) 株式会社 こどもの森

(監査対象 道上こどもの森学童クラブ) 教育委員会事務局 放課後支援課

【指定管理者】

(6) キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体

(監査対象 葛飾区文化会館・葛飾区亀有文化ホール) 地域振興部 文化国際課

(7) 住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

(監査対象 葛飾区体育施設) 教育委員会事務局 生涯スポーツ課

5 監査の実施内容

葛飾区監査基準を準拠し、令和6年度交付分の補助事業等に係る出納、その他の事務の執行について、所管課、財政援助団体及び指定管理者から提出された関係資料等を調査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の項目及び主な着眼点

補助金等の使途が補助目的に沿って適正に使われているか、具体的には財政援助団体等の種別ごとに以下の観点に基づき実施した。

(1) 財政援助団体に対するもの

- ア 補助金等の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。
- イ 補助金等は事業計画及び交付条件・目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- エ 補助金等に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。また、精算返還金は適正な時期に返還されているか。
- オ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
- カ 補助等の効果は十分に達せられているか。
- キ 自主財源の確保に努めているか。

(2) 指定管理者に対するもの

- ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ 料金収入や施設の管理に関する収支の会計処理が適切に行われているか。
- ウ 施設の管理は、協定内容に沿って適正に行われているか。
- エ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- オ 事業に対する経営努力がみられるか。
- カ 決算報告書に誤りはないか。

(3) 所管課に対するもの

- ア 補助金等の額の算定、交付手続及び時期は適切か。
- イ 交付基準は合理的で統一性のあるものとなっているか。
- ウ 団体及び公の施設の指定管理者に係る指導・監督は適切に行われているか。

第2 監査の結果（団体の個別的事項）

葛飾区商店街連合会 （監査対象 かつしかプレミアム付商品券発行事業）

1 団体の概要

（1）規約に定める目的

葛飾区商店街連合会は、参加商店会の向上発展を図ると共に、区民の消費生活の安定に寄与することを目的とする。

（2）事業の現況

- ア 商店会の発展に効果があると認められる調査・研究・指導・共同企画
- イ 官公庁及び東京都商店街連合会並びに、商店会に係る団体との連絡保持
- ウ 融資、経営及び税等に関する相談
- エ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（3）事業概要

- ア 会員数（令和7年3月31日現在）
会員 1,712人 特別会員（既存大型店） 57店舗 準会員 352人
- イ 団体が行っている事業（抜粋）
 - （ア）かつしかプレミアム付商品券発行事業
 - （イ）葛飾まるごとバルの開催
 - （ウ）かつしか肉フェスタ2024の開催
 - （エ）かつしかデジタルプレミアム付商品券（かつしかPAY）発行事業
 - （オ）葛飾区産業フェア（商業展）への出店
 - （カ）かつしかプレミアム付商品券発行事業（第2弾）
 - （キ）葛飾区商業まつりの開催
 - （ク）かつしかグルメ選手権J aぱんカップ2025の開催

（4）施設概要

- ア 設立年月日 昭和26年11月26日
- イ 所在地 葛飾区青戸七丁目2番1号 葛飾区地域産業振興会館内（テクノプラザかつしか3階）
- ウ 所有関係 建物は区からの無償貸付
- エ 延床面積 19m²

（5）構成（令和7年3月31日現在）

- 会長 1人 副会長 7人（内会計兼任 2人） 地区部長 2人 監事 2人
- 顧問 1人 相談役 3人 事務局長 1人 事務局次長 1人

(6) 団体の収支状況 (令和6年度)

(単位: 円)

収入の部		支出の部	
会費	11,055,000	事業費	204,688,679
特別会員(大型店)収入	6,035,000	プレミアム付商品券事業	68,720,246
会員収入	4,173,200	業務委託費	33,281,391
準会員収入	846,800	印刷費	17,721,715
特別会費	2,785,500	事業周知に係る経費ほか	17,717,140
商業まつり	705,000	デジタルプレミアム付商品券事業	59,826,233
新年賀詞交換会	668,000	業務委託費	45,396,934
先進商店街視察	450,000	換金に係る経費	9,083,521
区商連感謝の日募金	412,500	事業周知に係る経費ほか	5,345,778
定期総会	305,000	プレミアム付商品券事業第2弾	56,233,103
区長と常任理事との懇談会	175,000	業務委託費	27,438,191
執行部・地区部長会	70,000	印刷費	14,718,330
区補助金	720,957,371	事業周知に係る経費ほか	14,076,582
プレミアム付商品券発行事業補助金	306,657,771	その他事業	19,909,097
プレミアム付商品券発行事業補助金第2弾	261,757,000	かつしか肉フェスタ	6,251,800
デジタルプレミアム付商品券発行事業補助金	138,922,600	かつしかグルメ選手権J a ばんカップ	4,536,800
その他事業補助金	13,620,000	葛飾まるごとバルほか	9,120,497
商品券発行収入	2,527,690,000	プレミアム付商品券換金支出	3,026,468,561
プレミアム付商品券	1,200,000,000	プレミアム付商品券金融機関換金支出	1,437,576,000
プレミアム付商品券第2弾	1,000,000,000	プレミアム付商品券第2弾金融機関換金支出	1,191,922,500
デジタルプレミアム付商品券	327,690,000	プレミアム付商品券P a y金融機関換金支出	396,970,061
分担金収入	750,000	事務費	1,192,237
雑収入	844,275	短期貸付金	4,000,000
短期貸付金戻し金	5,300,000	人件費	4,750,000
預金利息	366,606	会議費	1,397,771
前年度繰越金	30,961,017	通信費	122,472
		渉外交際費	422,365
		光熱費	97,554
		保険料	17,528
		都商連会費	507,540
		諸会費	170,812
		弔慰金	123,480
		退職給与積立金	240,000
		記念行事積立金	1,000,000
		支払手数料	33,575
		会費繰出金	344,400
		職員交通費	236,240
		雑費	50,330
収入計(1)	3,300,709,769	支出計(2)	3,245,863,544
資金収支差額《次年度繰越金》(3) = (1) - (2)			54,846,225

2 監査対象事業の概要

(1) 事業名

令和6年度に区から補助金の交付を受けた、葛飾区商店街連合会「かつしかプレミアム付商品券発行事業」を監査の対象とした。

(2) 事業内容

区内商店街及び区内産業の活性化を図るため、地域限定の「かつしかプレミアム付商品券」を発行し、区内の消費喚起と生活者支援に寄与するもの。（「かつしかデジタルプレミアム付商品券（かつしかPAY）発行事業」及び「かつしかプレミアム付商品券発行事業第2弾」とは別事業）

(3) 発行予定総額

額面金額 1,440,000,000円（12,000円×120,000セット）

(4) 販売価格

商品券は、1枚500円券24枚綴り（12,000円分）を1セットとして、プレミアム率20%、10,000円で販売した。1セット24枚綴りの内訳は、一般店使用券14枚、大型店・一般店併用券10枚。購入限度額は、1人5セット（50,000円）まで。

(5) 使用期間

令和6年7月1日（月）から12月31日（火）まで

(6) 購入方法

予約販売。ハガキまたはインターネットで予約申し込みを行い、後日送付する購入引換券と引き換えに、指定の引換所（17か所から選択）で購入する。申し込み多数の場合は抽選を行い、送付する当選ハガキを購入引換券とする。

ア 申込期間 4月15日から5月23日まで

イ 抽選会 5月31日（6月24日までに当選ハガキ送付）

ウ 購入期間 第一次 6月28日から7月2日まで、第二次 7月26日、7月27日

(7) 販売告知

ア 広報かつしかへの掲載

イ 本事業公式ホームページによる告知

ウ 事前予約販売用リーフレットを区内商店会、区内駅構内の広報スタンド及び区施設に設置

(8) 補助対象経費

ア 業務委託に係る経費

イ 運営に係る経費

ウ 周知に係る経費

エ 取扱店又は金融機関に対する説明会、会議等の開催に係る経費

オ かつしかプレミアム付商品券等の印刷に係る経費

カ かつしかプレミアム付商品券の販売に要する経費

キ かつしかプレミアム付商品券の換金に係る経費

ク かつしかプレミアム付商品券のプレミアム相当額（取扱店において使用され、法人がその対価を支払ったかつしかプレミアム付商品券の額面価格の合計額×2/12）

ケ その他諸経費（効果測定のための調査費等）

(9) 監査対象事業の収支状況 (令和6年度)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
区補助金	306,657,771	業務委託に係る経費	30,107,253
プレミアム付商品券発行事業補助金	306,657,771	商品券回収及び集計業務	9,204,800
商品券発行収入	1,200,000,000	申込ハガキ集計抽選業務	6,899,871
		当選通知発送・補欠対応業務ほか	14,002,582
		周知に係る経費	10,792,063
		取扱店販促及び周知業務	3,539,250
		事前予約販売周知業務	2,978,294
		ホームページ企画運営業務ほか	4,274,519
		取扱説明会等経費	2,614,709
		商品券等印刷経費	17,611,330
		商品券の販売に係る経費	2,382,784
		商品券換金等手数料	2,893,632
		商品券換金額	1,437,576,000
		効果測定調査等経費	660,000
		その他諸経費(補助対象外)	205,507
事業活動収入計(1)	1,506,657,771	事業活動支出計(2)	1,504,843,278
事業活動収支差額(3) = (1) - (2)			1,814,493

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 章佑会
(監査対象 やすらぎリバーシティ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人章佑会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業（抜粋）を行う。

第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

特定相談支援事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和6年度に区から補助金の交付を受けた障害福祉サービス事業所「やすらぎリバーシティ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者が一人の大人として自立し、明るく伸び伸びと「輝きのある人生」を送ることができるよう、一人一人に合った総合的な支援を提供することを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成26年4月1日
イ 所在地	葛飾区新小岩一丁目5番2号
ウ 敷地面積	745.83㎡
エ 延床面積	975.27㎡
オ 建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建て
カ 所有関係	建物は法人所有・土地は区から無償貸与

(4) 施設職員（令和7年3月31日現在）

所長1人 サービス管理責任者1人 生活支援員34人（28人）

看護師3人（3人） 事務員1人（1人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要（令和7年3月31日現在）

ア 就労継続支援B型 定員30人（現員12人）

(ア) 開所日 月曜日から金曜日まで

(イ) 開所時間 午前9時から午後4時まで

(ウ) 利用者の性別、年齢等

性別・年齢構成

(単位：人)

年齢	- 19	20 - 24	25 - 29	30 - 34	35 - 39	40 -	合計
男性	1	2	2		1	2	8
女性	1		1	1	1		4
合計	2	2	3	1	2	2	12

障害の程度

(単位：人)

区分	知的障害者手帳										合計	
	1度 最重度		2度 重度		3度 中度		4度 軽度		なし			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体 障害者 手帳	1級										0	0
	2級										0	0
	3級						1	1			1	1
	4級			1		1					2	0
	5級										0	0
	6級										0	0
	なし			1	2	2	1	2			5	3
小計	0	0	2	2	3	2	3	0	0	0	8	4
合計	0		4		5		3		0		12	

イ 生活介護 定員50人 (現員43人)

(ア) 開所日 月曜日から金曜日まで

(イ) 開所時間 午前9時30分から午後3時30分まで

(ウ) 利用者の性別、年齢等

性別・年齢構成

(単位：人)

年齢	- 19	20 - 24	25 - 29	30 - 34	35 - 39	40 -	合計
男性		7	12	2	2	4	27
女性		4	8	1		3	16
合計	0	11	20	3	2	7	43

障害の程度

(単位：人)

区分		知的障害者手帳										合計	
		1度 最重度		2度 重度		3度 中度		4度 軽度		なし			
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体 障害 者 手 帳	1級	2	1		1	1						3	2
	2級	1		1		1		1				4	0
	3級			1	2		1	1				2	3
	4級			1	1							1	1
	5級											0	0
	6級							1				1	0
	なし				11	7	4	3	1				16
小計		3	1	14	11	6	4	4	0	0	0	27	16
合計		4		25		10		4		0		43	

ウ 活動内容

(ア) 日中活動支援

①基本的な生活習慣の定着支援

②作業

清掃作業（施設内清掃、他施設の施設内清掃等）

外作業（アルミ缶等の洗浄・圧縮・袋詰め、周辺地域清掃等）

洗濯（洗濯、乾燥、アイロンがけ等）

事務（書類作成、シュレッダー作業、テプラ・印鑑押し等）

受注作業（商品の袋詰め、組立作業、チラシの封入等）

自主生産品製作（自主生産品の製造、販売等）

③リフレッシュ

音楽、体操・運動、散策・外出、レクリエーション

④機能訓練

⑤利用者会議

⑥送迎（対象は生活介護利用者）

(イ) 余暇活動支援

休日活動、行事等

エ 相談支援

(ア) 福祉サービス等利用計画の作成相談 60件

(イ) その他 障害者支援施設等への紹介等 143件

(6) やすらぎリバーシティの収支状況 (令和6年度)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
就労支援事業収入	2,840,581	人件費支出	106,675,396
法人内委託料収入	1,454,799	職員給料支出	31,262,421
清掃事業収入	53,505	職員賞与支出	13,940,266
作品制作事業収入	898,660	非常勤職員給与支出	46,588,213
軽作業事業収入	433,617	派遣職員費支出	2,304,918
障害福祉サービス等事業収入	191,426,279	退職給付支出	685,700
自立支援給付費収入	139,989,700	法定福利費支出	11,893,878
介護給付費収入	119,871,619	事業費支出	16,571,827
訓練等給付費収入	17,213,262	法人内業務委託費支出	306,220
計画相談支援給付費収入	2,904,819	給食費支出	4,749,612
特定費用収入	3,131,358	保健衛生費・医療費支出	359,939
その他の事業収入	48,305,221	教養娯楽費・日用品費支出	1,661,535
区補助金	44,006,661	水道光熱費支出	4,464,425
重度障害者日中活動推進費補助金	24,477,449	消耗器具備品費支出	629,076
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	16,885,000	保険料支出	17,676
障害者通所施設負担軽減経費補助金	2,644,212	賃借料支出	586,880
都補助金	4,249,560	車輛費支出	3,585,274
障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金	3,634,000	雑支出	211,190
障害者施設等物価高騰緊急対策支援金	615,560	事務費支出	27,291,307
受託事業収入	49,000	福利厚生費ほか支出	737,649
借入金利息補助金収入(福祉保健財団)	3,480	事務消耗品費ほか支出	1,634,767
受取利息配当金収入	22,189	通信運搬費・広報費支出	6,483,636
その他の収入	2,063,516	業務委託費支出	12,687,824
受入研修費収入	32,000	手数料・保険料支出	812,698
利用者等外給食費収入	1,190,316	賃借料・租税公課支出	2,598,820
雑収入	841,200	保守料支出	1,919,969
		その他・雑支出	415,944
		就労支援事業支出	3,532,584
		支払利息支出	1,449
事業活動収入計(1)	196,356,045	事業活動支出計(2)	154,072,563
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)			42,283,482
施設整備等による収支			
		設備資金借入金元金償還支出	645,000
施設整備等収入計(4)	0	施設整備等支出計(5)	645,000
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)			△ 645,000
その他の活動による収支			
		積立資産支出	515,660
		退職給付引当資産支出	515,660
		拠点区分間繰入金支出	40,000,000
その他の活動収入計(7)	0	その他の活動支出計(8)	40,515,660
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)			△ 40,515,660
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)			1,122,822

(7) 監査対象補助

葛飾区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」(昭和61年葛飾区条例第4号)に基づき、令和6年度分として、やすらぎリバーシティに対して次のとおり補助金を交付した。

ア 重度障害者日中活動推進費補助金

(事務事業名：重度障害者日中活動促進費助成)

「葛飾区重度障害者日中活動推進費補助要綱」に基づき、重度障害者支援補助分として16,764,418円、利用者欠席補助分として7,082,590円の計23,847,008円を交付した。

イ 民間障害者通所施設サービス推進費補助金

(事務事業名：民間通所施設サービス向上推進費助成)

「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、基本補助分として11,628,000円、メニュー選択式加算分として4,934,000円の計16,562,000円を交付した。

ウ 障害者通所施設負担軽減経費補助金

(事務事業名：民間通所施設利用者食費助成)

「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用者食費補助分として3,459,754円を交付した。

以上の補助金の合計額は、43,868,762円である。

なお、前出の収支状況表の事業活動による収入の部における補助金事業収入の金額と上記の令和6年度補助金合計額とが相違しているのは、次の理由による。

①収支状況表の「重度障害者日中活動推進費補助金」の記載金額が24,477,449円であるのは、上記ア記載の金額のうち、6,027,614円について、令和5年度決算末日後に、また、5,397,173円について、令和6年度決算末日後にそれぞれ支給の決定通知が到達したため、630,441円の増額となっている。

(参考) 24,477,449円(収支状況表計上額) - 6,027,614円(令和5年度分補助金を令和6年度に計上した金額) + 5,397,173円(令和6年度分補助金を令和7年度に計上する金額) = 23,847,008円(上記ア)

②収支状況表の「民間障害者通所施設サービス推進費補助金」の記載金額が16,885,000円であるのは、上記イ記載の金額のうち、578,000円について、令和5年度決算末日後に、また、901,000円について、令和6年度年度決算末日後にそれぞれ返還の決定通知が到達したため、323,000円の増額となっている。

(参考) 16,885,000(収支状況表計上額) + 578,000(令和5年度分返還金を、令和6年度に計上した金額) - 901,000(令和6年度返還金を令和7年度に計上する金額) = 16,562,000円(上記イ)

③収支状況表の「障害者通所施設負担軽減経費補助金」の記載金額が、2,644,212

円であるのは、上記ウ記載の金額のうち、815,542円について、令和6年度決算末日後に支給の決定通知が到達したため減額となっている。

(参考) 2,644,212円(収支状況表計上額) + 815,542円(令和6年度分補助金を令和7年度に計上する金額) = 3,459,754円(上記ウ)

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類、各会計帳簿等を確認した結果、小口現金出納帳の記載や勘定科目に誤りがあったものの、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

特定非営利活動法人 むう
(監査対象 こすもす)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

特定非営利活動法人むうは、地域に根差した身体障害者の生活向上、社会参加、社会的自立を支援するために、身体障害者通所作業所の運営を主として、障害者と健常者の理解を深めるための啓発事業、また、障害福祉サービス事業などを行い、身体障害者が地域で自分らしく暮らしていける、健全な社会の実現を図ることによって、障害者福祉に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

- (1) 身体障害者通所作業所の運営事業
- (2) 障害者と健常者との理解を深めるための啓発事業
- (3) 障害者の社会参加を促すための、行政や企業及び各福祉団体等との協働など、調査研究及び提案・提言事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
- (6) その他目的を達するために必要な事業

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和6年度に区から補助金の交付を受けた「こすもす」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者の人格を尊重し、心身ともに健やかに育成され、地域社会の中でその有する能力に応じた自立生活ができるよう、支援計画に基づいた生活介護事業所の運営及び特定相談支援事業の実施を行う。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成23年4月1日
イ 所在地	葛飾区東四つ木三丁目49番10号
ウ 所有関係	土地及び建物は区より無償貸与
エ 敷地面積	342.48㎡
オ 建物の構造	鉄筋コンクリート造2階建て
カ 延床面積	222.00㎡

(4) 施設職員(令和7年3月31日現在)

施設長 1人 相談支援専門員 1人 指導員10人(6人)

() 内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

- ア 開所日 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）
- イ 利用時間 午前9時30分から午後3時30分まで
- ウ 生活介護事業 開所日数、在籍者数

(単位：日・人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開所日数	20	21	20	22	21	19	22	20	19	19	18	20	241
現員数	21	21	21	21	21	19	20	20	20	20	20	20	244

エ 特定相談支援事業（サービス等利用計画作成） 実人員 65人

(6) こすもすの収支状況（令和6年度）

(単位：円)

収入の部		支出の部	
事業収入	44,613,068	人件費	49,976,229
介護給付費（生活介護）	40,972,354	職員俸給	36,068,034
計画相談支援給付費	3,640,714	非常勤職員俸給	7,313,527
補助金等収入	20,945,863	法定福利費	6,029,508
区補助金	20,672,183	退職給付費用	565,160
重度障害者日中活動促進費補助金	9,620,993	事業費	6,782,279
障害者相談支援事業所運営費補助金	6,240,000	保健衛生費	418,376
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	4,080,000	教養娯楽費	871,243
障害者通所施設負担軽減経費補助金	731,190	器具什器費	457,342
都補助金	273,680	損害保険料	301,000
障害福祉サービス等職員		車両費	1,993,313
居住支援特別手当事業補助金	180,000	減価償却費	843,553
障害者施設等物価高騰緊急対策支援金	93,680	給食費補助	749,730
寄付金収入	77,195	利用者交通費補助	179,322
利用者負担金収入	1,186,276	利用者負担金支出	968,400
雑収入	92,121	事務費	3,323,200
		福利厚生費	390,260
		研修費	195,675
		消耗品費	605,566
		印刷製本費	342,847
		修繕費	173,470
		水道光熱水費	1,026,010
		通信運搬費	424,619
		支払手数料	164,753
収入合計	66,914,523	支出合計	60,081,708
		当期純損益金額	6,832,815

(7) 監査対象補助

ア 葛飾区重度障害者日中活動促進費補助金

(事務事業名：障害者施設拡充支援事業経費)

区は、「葛飾区重度障害者日中活動促進費補助要綱」に基づき、生活介護事業所の運営に要する経費の一部を補助するため、重度障害者支援補助として7,464,974円、利用者欠席補助として2,460,636円の計9,925,610円を交付した。

イ 葛飾区障害者相談支援事業所運営費補助金

(事務事業名：相談支援事業所運営費等助成)

区は、「葛飾区障害者相談支援事業所運営費補助要綱」に基づき、相談支援事業を行う専門員に係る人件費・交通費・社会保険料等事業主負担分、職員出張旅費に要する補助金として、5,040,000円を交付した。

ウ 葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助金

(事務事業名：民間通所施設サービス向上推進費助成)

区は、「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、事業所の運営に要する経費の一部を補助するため、基本補助金として4,080,000円を交付した。

エ 障害者通所施設負担軽減経費補助金

(事務事業名：民間通所施設利用者食費助成)

区は、「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用者食費補助として、763,710円を交付した。

以上の補助金の合計額は、19,809,320円である。

なお、前出の収支状況表の事業活動による収支の部における補助金事業収入の金額と上記の令和6年度補助金合計額とが相違しているのは、次の理由による。

①収支状況表の「重度障害者日中活動促進費補助金」の記載金額が9,620,993円であるのは、上記ア記載の金額のうち、1,886,269円について、令和5年度決算末日後に、また、2,190,886円について、令和6年度決算末日後にそれぞれ支給の決定通知が到達したため、304,617円の減額となっている。

(参考) 9,620,993円 (収支状況表計上額) - 1,886,269円 (令和5年度分補助金を令和6年度に計上した金額) + 2,190,886円 (令和6年度補助金を令和7年度に計上する金額) = 9,925,610円 (上記ア)

②収支状況表の「障害者相談支援事業所運営費補助金」の記載金額が6,240,000円であるのは、上記イ記載金額のうち、2,400,000円について、令和5年度決算末日後に、また、1,200,000円について、令和6年度決算末日後にそれぞれ支給の決定通知が到達したため、1,200,000円の増額となっている。

(参考) 6,240,000円 (収支状況表計上額) - 2,400,000円 (令和5年度分補助金を令和6年度に計上した金額) + 1,200,000円 (令和6年度補助金を令和7年度に計上する金額) = 5,040,000円 (上記イ)

③収支状況表の「障害者通所施設負担軽減経費補助金」の記載金額が731,190円であるのは、上記エ記載金額のうち、171,180円について、令和5年度決算末日後に、また、203,700円について、令和6年度決算末日後にそれぞれ支給の決定通知が到達したため、32,520円の減額となっている。

(参考) 731,190円 (収支状況表計上額) - 171,180円 (令和5年度分補助金を令和6年度に計上した金額) + 203,700円 (令和6年度補助金を令和7年度に計上する金額) = 763,710円 (上記エ)

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 清遊の家
(監査対象 西新小岩あや第一学童保育クラブ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人清遊の家は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第一種社会福祉事業

- ・特別養護老人ホームの経営

第二種社会福祉事業

- ・保育所の経営
- ・老人デイサービスセンターの経営
- ・老人短期入所事業の経営
- ・放課後児童健全育成事業の経営
- ・地域子育て支援拠点事業の経営
- ・一時預かり事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和6年度に区から補助金の交付を受けた「西新小岩あや第一学童保育クラブ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

本クラブは、児童福祉法に基づいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、安全な場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成30年4月1日
イ 所在地	葛飾区西新小岩四丁目21番12号
ウ 所有関係	区からの無償貸付
エ 建物の構造	鉄骨造 1階建て
オ 延床面積	303.18㎡ (面積は第二学童クラブを含む)

(4) 施設職員 (令和7年3月31日現在)

支援員 2人 (1人) 補助員 2人 (2人)

() 内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 開所日・時間等

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月曜日から金曜日まで	学校終了後から午後6時まで (延長) 午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後6時まで (延長) 午後7時まで
	学校休業日	午前8時30分から午後6時まで (延長) 午後7時まで
休業日	日曜・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)	
対象児童	保護者の就労等により、監護が必要な児童	

イ 月別在籍児童数 (単位:人)

学 年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 年	23	28	28	28	28	28	27	27	27	26	26	26	322
2 年	20	20	20	20	20	20	20	20	18	18	17	17	230
3 年	12	13	13	13	13	12	11	11	11	11	11	11	142
4年以上	9	8	8	8	8	8	8	7	4	3	3	2	76
計	64	69	69	69	69	68	66	65	60	58	57	56	770

ウ 使用料等

使用料	1 か月	4,000円
間食費	1 か月	2,000円
教材費	1 か月	300円
延長使用料	1 か月	1,000円

生活保護受給世帯等の使用料については、区立学童保育クラブと同様の減額又は免除が行われている。また、間食費においても区より助成が行われている。

(6) 西新小岩あや学童保育クラブ【第一・第二】2か所の収支状況（令和6年度）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
区補助金	42,288,125	人件費	30,967,871
私立学童保育事業補助金	37,589,680	間食費	2,728,884
放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金	3,356,000	教材費	1,480,980
放課後児童健全育成事業育成支援体制強化事業補助金	1,342,445	保険料	244,230
		賃借料	337,860
		修繕費	46,200
利用者負担金収入	7,459,300	消耗品費	1,652,293
使用料	7,139,300	光熱水費	1,041,634
その他	320,000	通信費	1,118,197
間食費助成	72,000	施設整備費等	867,810
その他の収入	253,442	積立資産	331,844
		その他	1,564,773
前期末支払資金残高	12,060,707		
収入計	62,133,574	支出計	42,382,576
		当期末支払資金残高	19,750,998

(7) 監査対象補助

ア 葛飾区私立学童保育事業補助金（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、区内の学童保育事業運営を補助するため、「葛飾区私立学童保育事業助成要綱」に基づき、上記法人が経営する学童保育クラブ全5か所に対して、令和6年度分として、90,766,493円を交付した。そのうち、37,589,680円が法人から西新小岩あや学童保育クラブに配当された。

（西新小岩あや第一学童保育クラブ：20,992,904円、西新小岩あや第二学童保育クラブ：16,596,776円）

イ 葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金

（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱」に基づき、職員の賃金改善に必要な経費に充てる補助金として3,356,000円を交付した。

（西新小岩あや第一学童保育クラブ：1,678,000円、西新小岩あや第二学童保育クラブ：1,678,000円）

ウ 葛飾区放課後児童健全育成事業育成支援体制強化事業補助金

（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「葛飾区放課後児童健全育成事業育成支援体制強化事業補助金交付要綱」に基づき、育成支援を行う職員の配置に必要な経費に充てる補助金として1,342,445円を交付した。

（西新小岩あや第一学童保育クラブ：0円、西新小岩あや第二学童保育クラブ：1,342,445円）

以上の補助金の合計額は、42,288,125円である。

（西新小岩あや第一学童保育クラブ：22,670,904円、西新小岩あや第二学童保育クラブ：19,617,221円）

3 監査の結果

区は、私立学童保育クラブに対し管理運営費等の助成を行い、入会を希望する児童の受入先を確保することで、放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的を実現している。

指摘事項

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかしながら、所管課に提出された実績報告書の学童保育事業補助金収支表（学童保育事業収入・支出決算書抄本）における人件費の数値と、資金収支計算書の人件費の数値が一致していなかった。

本来であれば、学童保育事業補助金収支表は学童保育事業収入・支出決算書の抄本であり、資金収支計算書の数値と一致していなければならないものである。また、所管課においては、この収支表が学童保育事業に対する補助金の額を確定させる根拠となるものである。収支表の数値について、資金収支計算書等の財務諸表との相違がないか等、確認する仕組みを構築されたい。

意見・要望事項

補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、実績報告書の事業内容実績報告書における一部学童保育クラブの職員数に記載誤りがあった。また、総勘定元帳における補助金事業収入振替の遅れや摘要の記帳漏れ、仕訳日記帳の勘定科目誤りが確認された。

学童保育クラブ全5か所の施設を管理していることから、会計処理、事業計画書及び事業報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう、提出された報告書の確認の徹底を図られたい。

株式会社 こどもの森
(監査対象 道上こどもの森学童クラブ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

株式会社こどもの森は、次の事業を営むことを目的とする。

- ・児童福祉サービスの受託及び児童福祉施設の経営（保育所、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、学童クラブ等）
- ・児童福祉施設の経営コンサルティング
- ・児童福祉施設の管理運営（採用、教育・研修、経理、申請、福祉厚生、情報システムの設計・開発・運用）業務
- ・施設ならびに付属設備及び備品の保全・保守・清掃・点検業務
- ・警備、防災、環境保全に関わるシステム企画、設計、施行、メンテナンス
- ・前各号に付帯する一切の業務

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和6年度に区から補助金の交付を受けた「道上こどもの森学童クラブ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

子ども達に「安全」と「有意義な」放課後を提供する学童保育クラブとして、子ども達が保育時間を通してこころ豊かな人間に成長するよう、家庭に近い雰囲気を作り子ども達を安全に見守り運営することを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成25年2月1日
イ 所在地	葛飾区亀有四丁目33番17号 1階
ウ 所有関係	賃貸
エ 建物の構造	鉄骨造陸屋根3階建て
オ 保育室面積	101.25㎡

(4) 施設職員（令和7年3月31日現在）

常勤（学童クラブ運営・保育）1人

学童保育補助（非常勤・登録者数）10人

(5) 事業概要

ア 開所日・時間等

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月曜日から金曜日まで	学校終了後から午後6時まで (延長) 午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後6時まで (延長) 午後7時まで
	学校休業日	午前8時30分から午後6時まで (延長) 午後7時まで
休業日	日曜・祝日・年末年始 (12月29日から1月3日まで)	
対象児童	保護者の就労等により、監護が必要な児童	

イ 月別在籍児童数

(単位：人)

学 年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 年	32	30	30	30	29	29	28	28	28	28	28	28	348
2 年	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
3 年	3	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	72
計	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	480

ウ 使用料等

使用料	1 か月	4,000円
間食費	1 か月	2,500円
教材費	1 か月	500円
延長使用料	1 か月	2,300円
	1 回	500円

生活保護受給世帯等の使用料については、区立学童保育クラブと同様の減額又は免除が行われている。また、間食費においても区より助成が行われている。

(6) 道上こどもの森学童クラブの収支状況（令和6年度）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
区補助金	19,603,347	人件費	18,042,566
私立学童保育事業補助金	14,974,347	間食費	1,110,504
放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金	1,678,000	教材費	167,504
放課後児童健全育成事業育成支援体制強化事業補助金	2,951,000	保険料	34,640
利用者負担金収入	3,472,900	賃借料	4,488,000
使用料	2,087,900	修繕費	130
その他	1,385,000	消耗品費	42,519
間食費助成	52,000	光熱水費	211,232
その他の収入	12,549	通信費	193,862
		雑費	15,702
		他施設へ繰入	0
		その他	1,824,258
収入計	23,140,796	支出計	26,130,917
			△ 2,990,121

(7) 監査対象補助

ア 葛飾区私立学童保育事業補助金（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、区内の学童保育事業運営を補助するため、「葛飾区私立学童保育事業助成要綱」に基づき、令和6年度分として、14,974,347円を交付した。

イ 葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金

（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱」に基づき、職員の賃金改善に必要な経費に充てる補助金として1,678,000円を交付した。

ウ 放課後児童健全育成事業育成支援体制強化事業補助金

（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「放課後児童健全育成事業育成支援体制強化事業補助金交付要綱」に基づき、育成支援を行う職員の配置に必要な経費に充てる補助金として2,951,000円を交付した。

以上の補助金の合計額は、19,603,347円である。

3 監査の結果

区は、私立学童保育クラブに対し管理運営費等の助成を行い、入会を希望する児童の受入先を確保することで、放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的を実現している。

意見・要望事項

補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、総勘定元帳の使用料等収入に関する記帳漏れ、備品購入の支出に伴う学童保育事業補助金収支表への記載漏れが確認された。法人に交付する補助金の額に影響はなかったが、帳簿等の作成に当たっては、特段の注意を払い誤りのないよう処理されたい。所管課においても、法人による適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

付帯意見

法人は、利用者への間食（おやつ等）の提供のために、本監査の対象外である区の間食費助成とともに、利用者から間食費として徴収した額を充てている。令和6年度の間食費に関する収支状況について調査したところ、間食費に係る収入額の約1/2相当額をもって、災害時用として備える非常用食品を一括購入していたことが確認された。

このとおり、特定年度に非常用食品を一括購入することにより、在籍年度の異なる利用者間において、間食（おやつ等）が提供される量や質の公平性が保たれているか、懸念が生ずるものである。特定年度に在籍する利用者に過度な負担が生じないように整理されたい。

キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体
(監査対象 葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホール)

1 監査対象の概要

(1) 施設

文化会館及び亀有文化ホール

(2) 指定管理者

キョードーファクトリー・キョードー東京・シミズオクト共同事業体

構成員 (代表者) 株式会社キョードーファクトリー

構成員 株式会社キョードー東京

構成員 株式会社シミズオクト

(3) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 監査対象年度

令和6年度

(5) 指定管理業務等

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項、葛飾区文化会館条例第3条の2及び葛飾区亀有文化ホール条例第3条の2の規定に基づき、文化会館及び亀有文化ホールの管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

運営方針策定業務、スタッフ育成業務等

イ 施設の維持管理業務

建物・設備保守管理業務、備品管理業務、修繕業務等

ウ 施設の運営業務

運営管理業務、ヘルプデスク業務、危機管理及び警備業務、利用促進業務、清掃業務等

エ 文化振興事業及び国際交流・多文化共生事業に関する業務

(6) 所管課

地域振興部文化国際課

2 管理運用状況の概要

(1) ホールの稼働率

	モーツァルトホール	アイリスホール	リリオホール
令和6年度	73.6%	75.4%	72.8%
令和5年度	71.6%	72.2%	76.4%
差引	2.0ポイント	3.2ポイント	△3.6ポイント

(2) 鑑賞事業

企画した78公演（クラシック24、ポップス・ジャズ24、落語・演芸14、演劇10、演歌6）の全てを実施し、入場者数は51,500人（前年度47,908人）、入場率は82.6%（前年度82.0%）であった。

シンフォニークラブ（友の会）の会員数は、3,542人で、前年度と変わらなかった。

(3) 文化芸術創造事業

「シンフォニーヒルズ少年少女合唱団」の育成や支援団体の「葛飾吹奏楽団」「葛飾フィルハーモニー管弦楽団」の活動支援のほか、149作品の応募があった「第5回かつしか文学賞」大賞作品の舞台公演や区内7地域で地域コンサートを開催した。また、「展示事業」では、「かつしか若手アートコンペティション 2024」を実施したほか、「かつしかデジタル美術館」に文化財と伝統工芸のカテゴリーを新たに追加した。

各事業の延べ参加者数は75,271人（前年度72,734人）、参加率は99.9%（前年度98.5%）であった。

(4) 国際交流・多文化共生事業

友好都市交流事業では、「ウィーン市フロリズドルフ区」との間で政府訪問団等の受け入れを実施したほか、「マレーシア・ペナン州青年ホームステイ派遣」を実施した。また、「日本語ボランティア入門講座」などのボランティア支援事業や多文化理解講座・交流イベントなどでは、16事業を実施した。情報提供事業では、「外国人向け生活ガイドブック」の電子化を行った。

各事業の延べ参加者数は4,893人（前年度4,832人）、参加率は62.3%（前年度50.2%）であった。

3 指定管理料の支払等

区は、令和6年度分の指定管理料等として、次のとおり689,547,821円を指定管理者に対し支払った。指定管理料は、施設管理及び事業運営にかかる経費として算定されている。修繕料、光熱水費、利用料金の減額・免除相当分等は、同委託料と別に、区が負担している。

ア 指定管理料	556,277,000円
同 返還金	△766,000円
イ 利用料金減額・免除補填金	14,848,840円
ウ 改修工事に伴う利用料金減収補填金	1,760,000円
エ 修繕料貸付金	28,468,000円
同 精算による返還金	△3,420円
オ 光熱水費貸付金	102,102,000円
同 精算による返還金	△6,485,988円
カ 指定管理者からの還元金	△6,652,611円
差引支払合計金額	689,547,821円

なお、葛飾区文化施設の管理に関する基本協定書19条の規定及び同年度協定書第6条の規定に基づく還元額は、次のとおり算定されている。

① 利用料金等収入還元分

(単位：円)

収入見込額	(A)	222,899,000
収入実績額	(B)	217,789,387
収入実績額と収入見込額の差額 [(B) - (A)]	(C)	△5,109,613
利用料金の区への還元額 [(C) × 還元率10%]	(D)	0

② 文化振興事業収入還元分

(単位：円)

収入見込額	(E)	185,598,000
収入実績額	(F)	252,124,116
収入実績額と収入見込額の差額 [(F) - (E)]	(G)	66,526,116
文化振興事業収入の区への還元額 [(G) × 還元率10%]	(H)	6,652,611

③ 国際交流事業収入還元分

(単位：円)

収入見込額	(I)	1,331,000
収入実績額	(J)	1,297,300
収入実績額と収入見込額の差額 [(J) - (I)]	(K)	△33,700
国際交流事業収入の区への還元額 [(K) × 還元率10%]	(L)	0

(単位：円)

還元額合計 [(D) + (H) × (L)]		6,652,611
-------------------------	--	-----------

4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

【その他】

葛飾区文化施設指定管理者として、本区との協定に基づき、着実に各種事業を履行している。鑑賞事業、文化芸術創造事業、国際交流・多文化共生事業においては、参加者数が前年度を上回り、アンケートによる満足度も前年度を超える高い結果となっている。このことは、本区の地域

特性を生かした事業を実施した結果であるとともに、鑑賞事業においては、情報誌や SNS の活用に加え、チラシ配布や新聞折込広告など多様な広報活動の取り組みもその一因として挙げられる。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年度以前に比べて、シンフォニークラブの会員数は8割程度にとどまっており、新規会員数を増やすための周知・PR方法等について検討の余地がある。また、鑑賞事業及び文化芸術創造事業の入場者数・延べ参加者数は令和元年度以前と比べて概ね上回る状況となっているが、国際交流・多文化共生事業は令和元年度以前の状況を概ね下回っており、事業数やその内容について検証が求められる。

今後とも、本区の文化・芸術の拠点である施設のさらなる有効活用と、文化・芸術の振興及び国際交流・多文化共生の推進に向けた積極的な取組を期待したい。

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

(監査対象施設 葛飾区体育施設)

1 監査対象の概要

(1) 施設

体育施設

奥戸総合スポーツセンター、水元総合スポーツセンター、東金町運動場、東金町運動場スポーツライミングセンター、渋江公園テニスコート、小菅東スポーツ公園テニスコート、小菅西公園フットサル場、上千葉公園運動場、葛飾にいじゅくみらい公園運動場、柴又少年ソフトボール場、柴又ソフトボール場、柴又野球場、柴又球技場、柴又少年野球場、第二柴又野球場、荒川小菅球技場、荒川小菅少年野球場、荒川小菅野球場、堀切橋フットサル場、堀切橋少年硬式野球場、堀切橋少年野球場、堀切橋少年ソフトボール場、四つ木橋球技場、四つ木橋野球場、木根川橋野球場、木根川橋少年野球場、木根川橋球技場、金町公園プール、堀切橋駐車広場、木根川橋駐車広場、第二柴又駐車広場

(2) 指定管理者

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

構成員（代表者） 住友不動産エスフォルタ株式会社

構成員 東洋管財株式会社

(3) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 監査対象年度

令和6年度

(5) 指定管理業務等

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項及び葛飾区体育施設条例第3条の2の規定に基づき、体育施設の管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

事業の運営指針の策定とその管理、スタッフ育成と管理にかかる業務

イ 維持管理に関する業務

建築物等保守管理、施設保守管理、機材保守管理、環境維持管理、屋外施設維持管理、プール水質維持管理、スポーツライミングウォール管理、修繕にかかる業務

ウ 運営に関する業務

運営、各種協力・支援、利用促進、券売機等管理、受付運営、ヘルプデスク、傷病人対応、警備、清掃にかかる業務

エ 災害時における危機管理業務

施設維持管理面における危機管理、利用者の避難・誘導・安全面の危機管理、避難

所・防災拠点としての危機管理にかかる業務

(6) 自主事業

民間事業者のノウハウを活用し、より効果的かつ効率的に行うことが適当な事業について、教育委員会と協議のうえ、自主事業として実施している。

ア スポーツ振興に関する事業

スポーツコース事業等、スポーツイベント・クラブ運営・区民サークル支援等の実施

イ 利用者サービスのための物販事業等

飲料等販売、軽食等販売、スポーツ用品販売・レンタル等、その他利用者の利便性向上にかかる業務

(7) 所管課

教育委員会事務局生涯スポーツ課

2 管理運用状況の概要

(1) 施設の管理運営

本指定管理者は平成18年度より継続して指定管理者の指定を受けており、今期指定期間の1年目である令和6年度は、東金町運動場スポーツライミングセンターが新たに管理施設として加わった。公益財団法人日本スポーツ施設協会が実施する指定管理者外部評価では、評価点数88点（104点満点中）で、格付け評価「AA」（7段階評価の第2位、経営体制及び管理運営体制が安定的かつ良好な状態）の評価結果を受けており、中でも施設の効用の最大限発揮、地域交流、平等利用の確保、モニタリングに関する項目は、項目単位で満点の評価がされている。

(2) 施設利用者の状況

指定管理者が管理運営する区施設の利用者数（貸切・個人利用）は、2,340,297人（前年度2,143,219人、但し東金町運動場スポーツライミングセンターを除く）であった。

(3) 利用料金収入の状況

対象となる全指定管理施設の施設利用料金収入総額（区からの減額・免除補填分を含む）は、452,173,393円であった。

(4) 指定管理者自主事業（スポーツコース）の状況

スポーツコース事業の実施については、171コース、参加者12,891人（前年度153コース、参加者14,566人）であった。

3 指定管理委託料の支払等

区は、令和6年度分の指定管理委託料等として、956,804,875円を指定管理者に対し支払った。指定管理委託料は、施設管理及び事業運営にかかる経費として算定されている。修繕料、光熱水費、利用料金の減額・免除相当分等は、同委託料と別に、区が負担している。

ア 指定管理委託料	696,751,117円
イ 利用料金減額・免除補填金	45,345,292円
ウ 修繕料貸付金	57,368,000円
同 精算による返還金	△2,124円
エ 光熱水費貸付金	178,908,000円
同 精算による返還金	△5,756,152円
オ 指定管理者からの還元金	△15,809,258円
差引支払合計金額	956,804,875円

なお、葛飾区体育施設の管理に関する基本協定書第19条及び同年度協定書第6条に基づく還元額は、次のとおり算定されている。

施設利用料金 (単位：円)

利用料金の収入見込総額	(A)	422,747,000
利用料金の収入総額	(B)	452,173,393
収入総額と収入見込総額の差額 [(B) - (A)]	(C)	29,426,393
利用料金収入の区への還元額 [(C) × 還元率0.5]	(D)	14,713,196

(D) 収入実績額が収入見込額を超えた場合に適用する。

自主事業 (単位：円)

自主事業の収益見込総額	(E)	37,630,000
自主事業の収益総額	(F)	43,110,310
収益総額と収益見込額の差額 [(F) - (E)]	(G)	5,480,310
利用料金収入の区への還元額 [(G) × 還元率0.2]	(H)	1,096,062

(H) 収益総額が収益見込額を超えた場合に適用する。

還元額合計 (単位：円)

還元額合計 [(D) + (H)]		15,809,258
-------------------	--	------------

4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

【その他】

施設利用料金の収入総額が収入見込総額を超え、並びに、自主事業の収益総額が収益見込総額を超えたため、それぞれについて区への還元が行われた。これは着実な管理運営、自主事業の工夫、広報活動等の取組の積み重ねの成果と考えられる。今後も着実な管理運営業務を継続するとともに、利用者が安心・安全・気軽にスポーツに親しむための環境整備に尽力されたい。